

岐阜県発注の建設現場環境改善モデル工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜県農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部（公共建築課及び住宅課を除く）の各機関が発注する建設工事のうち、建設現場環境改善モデル工事（以下「モデル工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(モデル工事)

第2条 モデル工事とは、下記内容を実施する工事のことをいう。

(1)「快適トイレ」

現場作業員のため工事現場に設置した男女ともに快適に使用できる仮設トイレのことをいい、【別表－1】に示す「快適トイレ」の仕様をすべて満たすこと。ただし、現場代理人・技術者等及び現場作業員に女性が含まれる場合は、男女別の快適トイレの設置を標準とする。また、現場見学会の開催などで女性の使用が見込まれる場合は、男女別の快適トイレを設置できるものとする。

設置基数は、現場毎に必要な性を受発注者間で協議の上、決定する。

(2)「快適休憩所」

（県土整備部及び都市建築部（公共建築課及び住宅課を除く）のみ対象）

快適な作業員休憩所のことをいい、【別表－2】に示す「快適休憩所」の仕様をすべて満たすこと。ただし、現場代理人・技術者等及び現場作業員に女性が含まれる場合は、女性に配慮するよう努めなければならない。

(3)「標準的な現場環境改善」

仮設備、営繕や安全関係で現場環境を改善するほか、建設事業の住民広報など地域との連携の下で現場環境改善を行うもので、【別表－3】に示す「標準的な現場環境改善」のうち計上費目（①仮設備関係、②営繕関係、③安全関係、④地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を実施する。

(対象工事)

第3条 岐阜県農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部（公共建築課及び住宅課を除く）の各機関が発注する建設工事（ただし、現場事務所を設置しない等で実施が困難な工事を除く。）のうち、発注機関の長が必要と認めた工事とする。

なお、「快適トイレ」については、災害復旧事業の対象とする。

・農政部

主たる工種が「土地改良工事等請負工事積算基準」（平成5年2月22日付け5構改D第49号構造改選局長通知）別表1の工種区分を適用する工事。

・林政部

主たる工種が「森林整備保全事業設計積算要領」（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）表6－1の工種区分を適用する工事。

・県土整備部及び都市建築部

主たる工種が「土木工事標準積算基準書（共通編）」第Ⅰ編総則＞第2章工事費の積算＞②間接工事費の表－1の工種区分を適用する工事。

（実施内容）

第4条 各モデル工事については、以下のとおり実施するものとする。

（1）発注者指定型

① 農政部及び林政部

該当なし

② 県土整備部及び都市建築部（公共建築課及び住宅課を除く）

全ての工事において「快適トイレ」を実施する。

上記に加え、設計金額が5,000万円以上の工事は、原則として「快適休憩所」及び「標準的な現場環境改善」を実施する。

（2）受注者申入れ

受注者から申し入れがあった場合は、下記によりモデル工事として実施する。

① 農政部及び林政部

「快適トイレ」、「標準的な現場環境改善」から、1つ以上を選択して実施する。

② 県土整備部及び都市建築部（公共建築課及び住宅課を除く）

設計金額が5,000万円以上の工事

原則として発注者指定型により実施のため、該当なし。

設計金額が5,000万円未満の工事

「快適休憩所」「標準的な現場環境改善」から、1つ以上を追加して実施する。

（入札公告、指名通知及び特記仕様書への記載）

第5条 モデル工事を発注する各機関の長は、入札公告、指名通知及び特記仕様書においてモデル工事であるという旨を以下のとおり記載する。

入札公告への記載例（一般競争入札の場合）

1. 一般競争入札に付する工事

（ ）本工事は、建設現場環境改善モデル工事です。

詳細は「岐阜県発注の建設現場環境改善モデル工事実施要領」を参照してください。

指名通知への記載例（指名競争入札の場合）

15. その他

（ ）本工事は、建設現場環境改善モデル工事です。

詳細は「岐阜県発注の建設現場環境改善モデル工事実施要領」を参照してください。

特記仕様書への記載例

第〇条 建設現場環境改善工事の実施

（ ）本工事は、建設現場環境改善モデル工事です。

詳細は「岐阜県発注の建設現場環境改善モデル工事実施要領」を参照してください。

(実施の確認)

第6条 受注者は、モデル工事を実施するにあたり、下記の書類を発注者に提出しなければならない。

(1) 受注者は、工事着手前に監督員と協議し、その内容を基に「現場環境改善に関する実施計画書」【様式1】を作成のうえ、監督員に提出するものとする。

なお、現場環境改善の実施が困難な場合は、工事着手前に監督員と協議するものとする。

(2) 受注者は、工事完了までに「現場環境改善に関する実施報告書」【様式2】及び現場環境改善に関する実施状況写真【様式3】を監督員に提出するものとする。

(3) 受注者は、モデル工事のために必要な施設や設備に要した費用について、それを証明できる書類（取引伝票や見積書等）を保管するとともに、監督員から請求があった場合、ただちに提示するものとする。

(経費の計上)

第7条 各モデル工事については、それぞれ以下のとおり経費を計上するものとする。

ただし、施工箇所が点在する工事にてモデル工事を実施する場合は、現場実施状況に応じて適切に対応すること。

(1) 発注者指定型

① 農政部及び林政部

該当なし

② 県土整備部及び都市建築部（公共建築課及び住宅課を除く）

全ての工事において、当初発注時に、「快適トイレ」1基を現場環境改善費に積み上げ計上する。

上記に加え、設計金額が5,000万円以上の工事は、原則として「快適休憩所」及び「標準的な現場環境改善」に係る経費を現場環境改善費率により計上する。

(2) 受注者申入れ

受注者から申し入れがあった場合は、下記によりモデル工事として経費を計上する。

① 農政部及び林政部

1) 「快適トイレ」を実施する場合

設計変更時に、「快適トイレ」に係る経費を現場環境改善費に積み上げ計上する。

2) 「標準的な現場環境改善」を実施する場合

設計変更時に、「標準的な現場環境改善」に係る経費を現場環境改善費率により計上する。

② 県土整備部及び都市建築部（公共建築課及び住宅課を除く）

設計金額が5,000万円以上の工事

原則として発注者指定型により実施のため、該当なし。

設計金額が 5,000 万円未満の工事

1) 「快適休憩所」を実施する場合

設計変更時に、「快適休憩所」に係る経費を現場環境改善費に積み上げ計上する。その財源は県単独費にて対応する。

2) 「標準的な現場環境改善」を実施する場合

設計変更時に、「標準的な現場環境改善」に係る経費を現場環境改善費率により計上する。

(工事評点の取り扱い)

第 8 条 モデル工事として計画し実施計画書に記載した環境改善の項目については、工事成績評定の考査項目における「創意工夫」及び「社会性等」の対象としない。

また、受注者の責によらずモデル工事の実施が困難となった場合においては、それを理由とした工事成績評定の減点を行わない。

(熱中症・防寒対策)

第 9 条 主に現場の施設や設備の熱中症対策・防寒対策に関する費用は、「標準的な現場環境改善」の率計上分ではなく、対策の妥当性を確認の上、「土木工事標準積算基準書（共通編）「第 I 編 第 9 章 土木工事における現場環境改善費の積算（2）熱中症対策・防寒対策に関する費用について」等にて積上げ計上を行うものとする。

(その他)

第 10 条 受注者は、発注者がモデル工事に対するアンケートを行う場合は、回答をすること。また、この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 2 月 26 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

【別表－１】「快適トイレ」

快適トイレの費用は 57,000 円／基・月を上限に計上するものとし、設置基数は、現場毎に必要性を受発注者間で協議の上、決定する。積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、積算計上しない。なお、積算上限額を超える費用については、別表－３「標準的な現場環境改善」の営繕関係(衛生設備及び厚生施設の充実等)の実施項目として扱うことができる。

仕様は下記 1, 2 とする

仕 様	<p>1. 快適トイレに求める標準仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 洋式便座 ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む） ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能） （必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策を取ること） ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等） （二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの） ⑤ 照明設備 ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）
様	<p>2. 快適トイレとして活用するために備える付属品</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 男女別トイレ設置の場合は、男女別の明確な表示 ② 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等） ③ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る） ④ 鏡付きの洗面台 ⑤ 便座除菌シート等の衛生用品
参 考	<p>推奨する仕様、付属品</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 室内寸法 900×1600mm 以上 ② 擬音装置 ③ フィッティングボード（着替え台） ④ フラッパー機能の多重化 ⑤ 窓など室内温度の調整が可能な設備 ⑥ 小物置場等（トイレトペーパー予備置き場） ⑦ 付属品の木質化

注 1) 「推奨する仕様、付属品」については、必ずしも設置を義務付けるものではない。

注 2) 快適トイレ（女性用）の導入に当たっては、下記に配慮すること

- ①原則：女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置することを標準とする
- ②全般：女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く
- ③設置位置：女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する
- ④導線の配慮：男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の導線の配慮をする
- ⑤ドアの向き：女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
- ⑥照明：中にいる人のシルエットが窓に映りこむことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする
- ⑦室温：トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
- ⑧性別の徹底：混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する

【別表－２】

「快適休憩所」（県土整備部及び都市建築部（公共建築課及び住宅課を除く）のみ）

仕様は下記１，２とする

仕 様	<p>1. 作業員休憩所に求める標準仕様</p> <p>①作業員が快適に休憩するのに必要な面積※を有した建物</p> <p>②冷暖房施設</p> <p>③電気の引き込み及び照明施設</p> <p>※休憩するのに必要な面積：作業員 7 名程度まで 4 坪タイプ 12.5m² ：作業員 15 名程度まで 8 坪タイプ 25.0m²</p>
	<p>2. 快適な休憩所として活用するために備える付属品</p> <p>① 湯沸かし器</p> <p>② コンセント</p> <p>③ 消火器</p> <p>④ 通信環境整備（Wi-Fi、スターリンク等）又は、現場条件に応じた安全対策（野生生物・害虫）から 1 つ以上を実施</p>
参 考	<p>推奨する仕様、付属品</p> <p>①休憩に必要な机及び椅子や畳等</p> <p>②冷蔵庫</p> <p>③テレビ</p> <p>④鍵付ロッカー</p> <p>⑤ウォーターサーバー</p> <p>⑥長靴洗浄機</p> <p>⑦空気洗浄機</p> <p>⑧シャワー室</p> <p>⑨女性用化粧室</p>

注 1) 「推奨する仕様、付属品」については、必ずしも設置を義務付けるものではない。

注 2) 「1.作業員休憩所に求める標準仕様」①～③、「2.快適な休憩所として活用するために備える付属品」①～③の仕様を満たす場合は、別表－３「標準的な現場環境改善」 「(②営繕関係) 現場休憩所の充実」を実施したとみなす。

注 3) 「2.快適な休憩所として活用するために備える付属品」④のいずれか又は両方を実施した場合は、別表－３「標準的な現場環境改善」の以下の項目を実施したとみなす。

- ・通信環境整備（Wi-Fi、スターリンク等）
→ 「(①仮設備関係) ICT 設備の充実」
- ・現場条件に応じた安全対策(野生生物・害虫)
→ 「(③安全関係) 野生生物・害虫対策等」

注 4) 現場条件に応じた安全対策（野生生物・害虫）とは、防獣対策用品の配備（くま鈴等）、忌避剤の配備（蜂避けスプレーセット、熊避けスプレーセット等）、注意喚起看板等の掲示、応急対策品の常備（ポイズンリムーバー、蜂刺され薬品等）等、安全対策に寄与し、現場の作業員等に広く効果のある設備及び備品を指す。

【別表－3】「標準的な現場環境改善」

【農政部、県土整備部及び都市建築部（公共建築課及び住宅課を除く）】

計上費目		実施する内容	快適休憩所で義務付けられている内容
現場環境改善	①（仮設備関係）	<input type="checkbox"/> 昇降設備の充実	
		<input type="checkbox"/> 環境対策の充実	
		<input type="checkbox"/> ※ ICT 設備の充実	通信環境設備 （Wi-Fi、スターリンク等）
		<input type="checkbox"/> 作業負荷の低減	
	②（営繕関係）	<input type="checkbox"/> 現場事務所の快適化 （女性用更衣室の設置を含む）	
		<input type="checkbox"/> 労働者宿舎の充実	
		<input type="checkbox"/> ※ 現場休憩所の充実 （交通誘導員待機室含む）	・休憩所に冷暖房施設の設置 ・湯沸し器、消火器の設置
		<input type="checkbox"/> 衛生設備及び厚生施設の充実	
	③（安全関係）	<input type="checkbox"/> 工事標識・照明等安全施設の充実	
		<input type="checkbox"/> 盗難防止対策	
		<input type="checkbox"/> 健康関連施設の充実	
		<input type="checkbox"/> ※ 野生生物・害虫対策等 （クマ対策費用は安全費に計上した場合対象外）	現場条件に応じた安全対策 （野生生物・害虫）
④地域連携	<input type="checkbox"/> 広報活動等 （完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等）		
	<input type="checkbox"/> 見学会・イベント等の開催 （見学施設等設置・管理運営等含む）		
	<input type="checkbox"/> 社会貢献・地域対策費等 （地域行事等の経費を含む）		
	<input type="checkbox"/> 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）		

注1) 【別表－2】快適休憩所の実施状況に応じて、上記※のついた項目を実施したとみなす。

注2) 上表の4つの計上費目（①仮設備関係、②営繕関係、③安全関係、④地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を実施する。

注3) 工事規模や地域の状況に応じた内容を創意工夫し選定することとし、計上費用相当以上の内容を実施すること。

注4) 「工事及び業務委託におけるクマ対策費用の取扱いについて」（令和8年5月29日付け技第132号）に基づきクマ対策の費用を計上した場合は、「標準的な現場環境改善」の③（安全関係）の野生生物・害虫対策等の実施項目とはなりません。

【別表－3】「標準的な現場環境改善」【林政部】

計上費目		実施する内容	備考欄
現場環境改善	①（仮設備関係）	<input type="checkbox"/> 昇降設備の充実	
		<input type="checkbox"/> 環境対策の充実	
		<input type="checkbox"/> ICT設備の充実	
		<input type="checkbox"/> 作業負荷の低減	
	②（営繕関係）	<input type="checkbox"/> 現場事務所の快適化 （女性用更衣室の設置を含む）	
		<input type="checkbox"/> 労働者宿舎の充実	
		<input type="checkbox"/> 現場休憩所の充実 （交通誘導員待機室含む）	
		<input type="checkbox"/> 衛生設備及び厚生施設の充実	
		<input type="checkbox"/> ※ 現場事務所等への木材利用	注4）参照
	③（安全関係）	<input type="checkbox"/> 工事標識・照明等安全施設の充実	
		<input type="checkbox"/> 盗難防止対策	
		<input type="checkbox"/> 健康関連施設の充実	
		<input type="checkbox"/> 野生生物・害虫対策等 （クマ対策費用は安全費に計上した場合対象外）	
④地域連携	<input type="checkbox"/> 広報活動等 （完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等）		
	<input type="checkbox"/> 見学会・イベント等の開催 （見学施設等設置・管理運営等含む）		
	<input type="checkbox"/> ※ 社会貢献・地域対策費等 （地域行事等の経費を含む）	注5）参照	
	<input type="checkbox"/> 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）		

注1）上表の4つの計上費目（①仮設備関係、②営繕関係、③安全関係、④地域連携）

ごとに1内容ずつの合計4つの内容を実施する。

注2）工事規模や地域の状況に応じた内容を創意工夫し選定することとし、計上費用相当以上の内容を実施すること。

注3）木材利用の実施状況に応じて、上記※のついた項目を実施したこととみなす。

注4）現場事務所等への木材利用の仕様は以下のとおりとする。

（1）壁、柱、梁、桁、小屋組み、天井、床等の全部又は一部に木材を使用している現場事務所。ただし、内壁、天井、床に合板を使用したプレハブ現場事務所は含まない。

（2）現場事務所（プレハブ現場事務所を含む）の壁面保護や目隠しとして、現場事務所の正面1面以上に設置する木製パネル（既製品を含む）。

（3）上記（1）、（2）の構造・仕様は問わない。

ただし、合法性・持続性の証明された木材を原則使用することとする。

注5）現場事務所等への木材利用として工事施工箇所の地域材を使用した場合は、

④地域連携（社会貢献・地域対策費）を実施したとみなす。